

福山市観光パンフレット作成業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することにしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2023 年（令和 5 年）4 月 3 日

公益社団法人福山観光コンベンション協会

会長 林 克士

1 業務概要

- (1) 業務名 福山市観光パンフレット作成業務
- (2) 業務場所 本業務における履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 公益社団法人福山観光コンベンション協会（福山市西町 2 丁目 10 番 1 号）
 - イ 受注者の所在地
 - ウ 発注者が指定した場所
- (3) 業務内容 福山市観光パンフレット作成業務仕様書のとおりとする。
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から 2023 年（令和 5 年）10 月 31 日（火）まで

2 委託費

委託費の上限は 2,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (4) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価及び評価基準

福山市観光パンフレット作成業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。

5 受注候補者の決定

福山市観光パンフレット作成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を会長が本業務の受注候補者として決定する。ただし、評価の合計点が同点になった者が複数ある場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者とする。

6 参加申込の手続等

- (1) 連絡・提出先 公益社団法人福山観光コンベンション協会
電話 084-926-2649
FAX 084-926-0664
E-mail kyokai@fukuyama-kanko.com

(2) 選考スケジュール

公表	2023年（令和5年）4月3日（月）
実施要領等の配付期間	公表の日から 同年4月21日（金）まで
質問書受付期間	2023年（令和5年）4月3日（月）から 同年4月14日（金）午後5時まで
質問書に対する回答 期限・回答方法	2023年（令和5年）4月18日（火） 回答は、福山観光コンベンション協会ホームページに掲載する。
参加申込書・企画提 案書の受付期間	2023年（令和5年）4月10日（月）から 同年4月24日（月）午後5時まで
審査	2023年（令和5年）4月27日（木）
審査の結果通知	2023年（令和5年）4月28日（金）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2023年（令和5年）4月3日（月）から同年4月21日（金）（土日を除く）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※（公社）福山観光コンベンション協会ホームページ

（<https://www.fukuyama-kanko.com/>）からもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続きにより行うことができる。

ア 質問書提出期間

2023年(令和5年)4月3日(月)から同年4月14日(金)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙)を添付し、本協会宛てにE-mailにて提出すること。

- ・提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。
- ・件名に「福山市観光パンフレット作成業務に関する質問」とした上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本協会ホームページに掲載する。

7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て会長が決定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、再度見積書を徴した上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と発注者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が実施要領7(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 会長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (4) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (5) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと会長が認めた場合
- (6) 実施要領の内容に違反すると会長が認めた場合
- (7) その他本協会の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、福山市観光パンフレット作成業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。